

## 収支報告書

1 政治団体の名称

むらい タカヒロ こうえんかい  
村井 夕かひろ 後援会

2 主たる事務所の所在地

愛知県名古屋市西区押切2丁目17-14 小川ビル2階

令和 5 年分

※該当箇所に  すること

3 代表者の氏名

村井 貴裕

4 会計責任者の氏名

高井 翼

事務担当者の氏名

高井 翼

(電話)

090-6368-1708

(電話)

(電話)

「本年の収入額」及び「支出総額」がともに「0」の場合で、かつ、資産等が全て「無」の場合は、表紙(①)及び②、⑪、⑫の4枚のみ(国会議員関係政治団体は、政治資金監査報告書を添付して)提出してください。

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政 党	党
<input type="checkbox"/> 政 党 の 支 部	政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input checked="" type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体	その他の政治団体
<input type="checkbox"/>	その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	国会議員関係政治団体の区分
公職の種類	政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体
(現職・候補者等)	政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体
資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の候補者の氏名
村井 貴裕	村井 貴裕
<input type="checkbox"/> 無	公職の種類
	国会議員関係政治団体
	政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体
	(現職・候補者等)

資金管理団体の指定の期間	
令和 令和	年 月 日から 年 月 日まで
国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
令和 令和	年 月 日から 年 月 日まで

\*報告年の途中で資金管理団体の指定又は取消を行った場合のみ記入

\*報告年の途中で国会議員関係政治団体の指定又は取消を行った場合のみ記入

受付番号 1945

①

## ○ 収 支 の 状 況 ○

## 1 収支の総括表

収 入 総 額 (a) + (b) = A	十億	百万	千	円
(前年からの繰越額) (a)				0
(本年の収入額) (b)				0
支 出 総 額 B				0
翌年への繰越額 A-B				0

## 2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	金 額	十億	百万	千	円
金 額					0
員 数					
(2) 寄 附					
ア 寄附(イを除く。)の区分	金 領	十億	百万	千	円
(ア) 個人からの寄附 (うち特定寄附)					0
(イ) 法人その他の団体からの寄附					0
(ウ) 政治団体からの寄附					0
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)					0
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)					
イ 政党匿名寄附					0
合 計 (ア+イ)					0

(その13)

## 3 支出項目別金額の内訳

## (1) 支出の総括表

項 目	金 額						備 考 ※( )内に、項目ごとの本部又は支部に対する支出の額を記載
	十億	百万	千	百	十	円	
1 経 常 経 費							
(1) 人 件 費					0		( )
(2) 光 熱 水 費					0		( )
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費					0		( )
(4) 事 務 所 費					0		( )
小 計					0		( )
2 政 治 活 動 費							
(1) 組 織 活 動 費					0		( )
(2) 選 挙 関 係 費					0		( )
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費					0	ア～エの計	( )
ア 機関紙誌の発行事業費							( )
イ 宣伝事業費							( )
ウ 政治資金パーティー開催事業費							( )
エ その他の事業費							( )
(4) 調査研究費					0		( )
(5) 寄附・交付金					0		( )
(6) その他の経費					0		( )
小 計					0		( )
合 計					0		( )

(注1)「資金管理団体」又は「国会議員関係政治団体」である期間中の経常経費に関する支出は、項目(人件費除く)ごとに(その14)に内訳を記載してください。

(注2) 政治活動費は項目ごとに(その15)に内訳を記載してください。

(注3) 本部又は支部に対する支出については、それらの項目ごとにその額を備考欄( )内に記載するとともに、様式(その16)にも記載してください。

## 資産等の状況

## 1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	□	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	□	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	□	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	□	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	□	
カ 金銭信託	<input type="checkbox"/>	□	
キ 有価証券	<input type="checkbox"/>	□	
ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	□	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	□	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	□	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	□	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	□	

※有無について□してください。



有に□の場合は、項目別区分ごとに（その18）を作成してください。 (17)

## 宣誓書

添付書類（別添のとおり）

- 領収書等の写し
- 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和

2月 10 日

政治団体の名称 村井タナヒロ後援会

会計責任者の氏名 高井 真

代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

印

(注1)「会計責任者の氏名」欄は、会計責任者の記名押印又は署名とし、署名の場合は必ず会計責任者本人が自署してください。

(注2)解散した場合のみ、代表者の記名押印又は署名も必要です。署名は必ず代表者本人が自署してください。

# 政治資金監査報告書

令和 6 年 3 月 3 日

村井タカヒロ後援会  
代表 村井貴裕殿

登録政治資金監査人 横江光代

登録番号 第 3335 号

研修修了年月日 平成 22 年 2 月 19 日

## 1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法(以下「法」という。)第19条の13第1項の規定に基づき、  
村井タカヒロ後援会の令和5年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての  
期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書  
等、領収書等を微し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書  
(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。)について、支出に関する  
政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化  
委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュアル」)  
という。)に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作  
成又は微取した收支報告書並びに当該收支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領收  
書等を微し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、  
政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、政治資金監査の効率的な実施のため、登録政治資金監査人であ  
る横江光代の横江光代理士事務所(愛知県名古屋市瑞穂区河岸一丁目6番14号)において  
行った。

## 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。  
なお、政治資金監査の対象期間においては、村井タカヒロ後援会に係る支出はなく、明細書、  
領収書等、領収書等を微し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目  
的書は存在しなかった。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徵し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

### 3 業務制限

村井タカヒロ後援会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以上